

運営の基本方針

北海道家庭学校は、児童福祉法に規定する「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的に、児童の一日も早い自立に向けた支援を目指している。

近年は家庭や地域での子育て機能の低下など児童を取り巻く環境が変化し、被虐待児童や発達障害を抱える児童など、心理的ケアを必要とする児童が多く入所するようになってきている。

本校においては、受け入れた児童一人一人が抱える問題の背景や要因を深く理解し、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づき、「小舎夫婦制」を基本として実践に努める。

職員においては、「北海道家庭学校倫理綱領」を基本姿勢として、自らの資質向上に努めるとともに、児童の人権尊重と権利擁護のもと、最善の利益を図り、自立に向けた成長を支援することを基本方針とする。

社会的養護を担う児童福祉施設を退所した児童等で、社会経済的な影響や、家庭環境・生育環境の複雑な事情から、自立した生活を送るための支援を必要とする児童が増加していることから、年長児童等の自立支援策として、2016年(平成28年)に、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)がんぼうホームを遠軽町内に開設、運営を始めた。

法人は、このホームを利用する一人ひとりが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、「児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)がんぼうホーム運営規程」に基づき、日常生活上や就業等の支援とともに地域社会への働きかけにも努め、職員は「自立援助ホーム「がんぼうホーム」倫理綱領」を基本姿勢として、たえず資質の向上に励み、児童の人権擁護や自己決定の尊重のもと、最善の利益を図り、社会での自立に向けた成長を見守り支援することを基本方針とする。

平成30年度重点目標

第1章 児童自立支援施設北海道家庭学校

1. 職員の配置について

- ・副校長の退職に伴い、新たに清澤満氏を副校長に迎える。

〈企画総務部〉

- ・企画総務部長に同主幹の平井敬二を昇格させる。
- ・夔本賢治を主幹に、夔本広美を主任に昇格させる。

〈自立支援部〉

- ・竹中大幸を主幹に昇格させる。
- ・今年度の寮舎体制は、石上館・掬泉寮・楽山寮による3寮体制とする。
- ・石上館については、夫婦職員が確保できていないため、当面は前谷典弘・楠美和を担当させる。
- ・「小舎夫婦」による寮舎を担う職員の募集を継続する。

30年度組織体制は別紙のとおり。

2. 職員の資質の向上について

職員研修規程に基づき、社会人、職業人、組織人としての総合的な資質・能力の向上を図り、社会の信頼に応えうる人材の育成に努める。

自立支援部長を研修担当者とし、体系的に研修の機会を実施する。

研修後には事後報告を行い、職員間で共有意識を持つ機会を設ける。

校内研修においても、校祖の理念の研修に努める。

30年度の研修計画は、別紙のとおり。

3. 児童の状況について

(平成30年4月1日時点)

	小学生	中学生	中卒生	計
石上館	0	2	1	3
掬泉寮	0	5	0	5
楽山寮	0	4	0	4
計	0	11	1	12

4. 望の岡分校との連携について

入所児童の生活を安定させ、指導効果をより高めるためにも、望の岡分校との連携を深めることは不可欠である。分校には毎年度異動により新たな教員を迎える、児童自立支援施設への併設校という状況の理解を深めるためにも、相互の情報共有を適切に行う努力を継続する。

家庭学校長は、新年度の早い時期に分校教員を対象とする児童自立支援施設への理解を深める講義を実施する。

自立支援部長は、分校の教頭と定期的に話し合いの場を持つ。

各種行事や午後の作業班活動においても、分校との協働により、高い効果を生むことから、活動内容の創意工夫や、施設職員の率先した取り組みが求められる。

5. 年長児童に対する支援について

年長児童には過年度生として進学を目指す者や、就職を目指す者がおり、各児童の進路に応じた内容のプログラムを提供し、進路に向けた支援の一環となるよう積極的に進める。

6. 安心した生活を送るための支援について

全ての入所児童が安定した生活を営むための環境を整えることは重要課題である。被虐待児童や養育環境の厳しい児童が増加していることから、安定した対人関係を維持・構築していけるよう福祉、心理、教育、医療が組織としての支援に努める。

・入所間もない児童に対し、自立支援主幹が早期にオリエンテーションを実施し、本校の生活についての説明を行う。

併せて心理士が面接を実施し、その後も2ヶ月に一度の定期面接を全児童に実施する。

性教育やいじめ等を予防するための学習の機会を、外部の講師を含めて計画的に実施する。

7. 児童からの意見表明の機会について

全ての児童を対象に毎月アンケートを実施する。

アンケート結果は職員が共有する。

意見箱を複数設置し、児童からの意見表明の機会を設ける。

8. 発達障害のある児童や性的な問題を抱えた児童の指導

発達障害のある児童や、性的な問題を抱えた児童が増加している。

ADHD や愛着障害（ネグレクトを含めた虐待）、自閉症スペクトラム障害、素行障害など児童精神科を受診し服薬している児童は、全体の半数以上を占めている、

そのための町内外の医療機関への受診時の付添を支援する。

性的な問題を抱えた児童については、専門機関の協力を得て、より児童の内面に伝わる指導・教育の場を提供する。また児童間の適切な人間関係を築く方法、性に

についての正しい知識を学ぶ機会も計画的に提供する。

9. 心理職による面接の実施について

全入所児童に対する定期的な面接に加え、児童の特性に沿った面接を実施する。

性加害児童については、性治療プログラムを週に一度実施する。

心理的面接の必要な児童に対しては、面接を週に一度実施する。

10. 作業班活動について

生活に組み込まれた作業は本校の大きな特徴であり、今後も継続するところである。作業班活動は分校の教育カリキュラムの一環に位置づけ、分校教員との協働により計画的に行っているが、計画立案においては本校職員が率先し、創意工夫したプログラムを提供する。

[30年度作業班編成]

	班長	副班長	
・酪農班	夔本賢治	夔本広美	白野明咲
・蔬菜班	鬼頭庸介	前谷典弘	
・校内管理班	竹中大幸	藤久静恵	木元 勤
・山林班	千葉正義	加茂文明	
・園芸班	藤原 浩	大里真子	

各作業班の年間作業予定

	酪農班	蔬菜班	校内管理班	山林班	園芸班
4月	放牧準備（電牧線、給水設備） 旧おが小屋解体	畑の除雪・融雪 畑耕・土起こし 元肥施肥 マルチ張り 土焼き ハウス設置 播種 苗管理 苗のポット移植	スノーポール撤去 道路の砂利上げ グラウンド整備 スキーリフト撤去	間伐作業の事後作業	花壇の除雪 融雪 ハウス・温室造り 播種 仮植 培養土作り
5月	放牧開始 牧草収穫準備	野菜苗作り 培養土作り 播種 畝立て マルチ張り 苗の植え付け ハウス作業	旧鶏舎解体 木工教室で解体 製材	林地の整備 桜山整備 草刈り 植林準備 全校植林	仮植 プランター 寄せ植え 球根植え付け ポット草抜き 培養土作り 花壇の準備
6月	一番牧草収穫	播種 苗の定植 草取り 追肥	旧鶏舎解体 環境整備	林道草刈り 山菜採り	花壇の準備 定植 花の苗配布

		水まき 草刈り	木工教室で解体 味噌造り		町内へのプランター 配布 草抜き 草刈り 太陽の丘 花の植え付け
7 月	一番牧草収穫	畑管理 草引き 除草 野菜収穫 播種 ポット移植	旧鶏舎解体 味噌造り	林道整備 草刈り	花壇整備 定植 草抜き 草刈り 培養土作り ポット洗い パンジー播種 ダリヤ 菊 ユリ 支柱立て
8 月	二番牧草収穫	除草 水まき 秋冬野菜の定植 播種 果菜類の収 穫 追肥 中耕	旧鶏舎解体 環境整備 暗渠パイプ施工	作業の安全講習 林道整備	慰霊祭花準備 墓参用花準備 パンジー仮植 花壇草抜き 草刈り
9 月	二番牧草収穫	収穫 苗の定植と 播種 雑草取り 追肥 中耕 作物 の片付けと整理	旧鶏舎解体 暗渠パイプ施工 額縁制作	林地整備 草刈り	花壇草抜き 草刈り シート 寒冷紗 ポット洗 い 支柱立て 種子刈り 培養土 作り 花壇整備
10 月	収穫機械片付け	野菜の収穫 落ち 葉集め 天地返し 畑の整理を片付け 堆肥施肥	旧鶏舎解体 額縁制作	林地整備 林道整備 神社山整備	花壇整備 パンジ ー定植 ハーブ収 穫 ダリヤ ユリ 掘り起こし プラ ンター回収 パン ジー配布 ハウス 内整理
11 月	放牧終了 放牧地片付け	豆類の収穫 落ち 葉集め 天地返し 土作り 畑の整理 野菜収穫	スキーリフト設置 スノーポール設置	神社山整備 間伐作業	ハウス解体 腐葉土造り 土焼き 土起こし
12 月	バター製造	保存野菜の収穫と 保存 キャベツ 根菜類の雪中保存	クリスマスリース 制作 額縁制作	間伐作業	腐葉土造り 土焼き 土起こし

		豆類の殻外し 土作り			除雪
1 月	バター製造	除雪 スキーゲレ ンデ整備	除雪 スキー場整備	間伐作業	土焼き 園芸倉庫 周り除雪 プレート造り
2 月	バター製造	除雪 スキー関連 補助作業	除雪 木工教室で 解体作業	間伐作業	土焼 播種 園芸倉庫周り除雪 梨の木剪定
3 月	バター製造	播種 育苗と管理 融雪 土焼き ハウス設営準備	除雪 木工教室で 解体作業	間伐作業	土焼き 播種 ハウス建て

11. 山林事業

平成 30 年度補助金事業

事業費	6,406,000円	補助金	5,485,890円
自己負担金	917,800円	材売り上げ	6,312,000円
支出計	7,323,800円	収入計	11,797,890円

収支 4,474,090円の収益

12. 酪農事業

今年度も事業規模は昨年度と同様とする。

昨年、隣家川口則夫氏からこれまで借用していた採草地を含む土地5筆（8ha）を購入した。

本校所有の牧草地は23.71haとなった。

29年度は乾草収納時に生徒の応援が得られなかったが、ロールベラーを導入したことで問題なく収納ができた。乾草収納については基本的にこれまでと同様に生徒による体験の機会は設けたい。

製酪事業としてこれまでバターを製造していたが、校内消費や支援者への贈答用としてきた、今後は市販化を前提としたチーズ・バターの製造に取り組む。専門家を顧問に迎え準備を進めているところであり今年度中にも製品化を実現したい。

13. 行事

四季折々の行事は、生活に潤いを与え、児童に達成感・忍耐力・自信などを体得させる機会となり、また外部の人たちとのコミュニケーションは、人への信頼を生ませる機会となるので積極的に活用する。

主な年間行事は次のとおり。

- 5月 校長杯球技大会 花見の会 マラソン大会
- 6月 運動会
- 7月 釣り遠足 済美館(白滝)の環境整備
- 8月 慰霊祭 夏帰省 相撲大会
- 9月 創立記念式 研修旅行
- 10月 マラソン大会 園遊会
- 11月 作業班学習発表会 収穫感謝礼拝
- 12月 木彫展 クリスマス礼拝・晩餐会 正月帰省 歳末祈祷会
- 1月 新年の式 スキー学習 スキー大会
- 2月 留岡幸助先生祥月命日記念碑参拝登山 スキー大会 雪像展
オホーツク湧別原野クロスカントリースキー参加
- 3月 (分校 卒業証書授与式) 春帰省

14. 自己評価の実施と第三者評価の受審

児童自立支援施設としての運営の質の向上を図るために、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づいて自己評価を実施する。

外部機関による第三者評価については3年に一度受審し結果を公表している。

平成30年2月22日～23日に受審している。

15. 創立百周年記念事業関連

創立百周年記念事業基金を用いて準備が整い次第の事業を進める。

1) 就学・就労援助事業

(専門学校・大学等への就学、各種資格取得への助成など)

2) 百年史作成

編集委員会において準備中。

16. 給食棟の建て替えについて

給食棟の老朽化が目立つことから、平成31年度の建て替えを検討している。

17. 本館の建て替えについて

将来の本館の改築に向けた構想づくりを進める。

第2章 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）がんぼうホーム

1. 職員の配置について

30年度もホーム長を含め4名の職員体制とする。

2. 職員の資質の向上について

職員研修規程に基づき、社会人、職業人、組織人としての総合的な資質・能力の向上を図る、全国自立援助ホーム協議会が開催する研修会等に参加して専門性の向上を図り、社会の信頼に応えうる人材の育成に努める。

3. 利用対象者及び定員について

義務教育終了児童で20歳未満の男子6名とする。

4. 事業の内容

事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場の開拓を行い、安定した職業に就かせるための支援を行う。
- (2) 利用者に対し、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等の日常生活に関する相談・指導・支援を行うとともに、心身の状況や生活歴等の把握に努め、その人に合った適切な支援を行う。
- (3) 利用者の退居に際しては、適切な支援を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、利用者であった者に対する相談を行う。

5. 利用者から受領する費用について

自立生活支援に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要になるもので、利用者から徴収する月額、利用者の経済状況等に配慮し、次のとおりとする。

費用区分	徴収月額
食費・生活費	30,000円

6. 非常災害対策

非常災害に対する不断の注意と避難、救出等の必要な訓練を行う。

7. 利用者の権利擁護、虐待防止等について

「(自立援助ホーム)がんぼうホーム倫理綱領」を基にし、これを日々指針として振り返り、利用者の安心で快適な暮らしの向上への支援に努める。

8. 苦情への対応等について

利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応し、誠意をもって解決に努めるために苦情受付窓口となる職員や苦情解決責任者を置くとともに、苦情解決に向けて、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応となるよう職員以外の者の関与をお願いする。また、定期的に、利用者と職員とのホーム会をもち、利用契約に反しない限り、利用者の意見や声に耳を傾けることに努める。

9. 関係機関等との連携

職場開拓や緊急時対応も含め、利用者の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、学校、警察、医療機関その他の関係機関と連携して支援体制の確保に努める。

10. 中・長期的な展開に向けて

受入れる児童に適した就労先を広げるため、地域の事業所や作業所等に理解・協力を得られるよう働き掛ける。また、高等学校就学を希望する児童や高等学校卒業取得等の資格取得を目指す児童に応じて支援の幅を広げていく。

退居児童が増えるに従って退居者への支援体制を充実させる。

11. 自己評価の実施と第三者評価の受審

児童自立生活援助施設としての運営の質の向上を図るために、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づいて自己評価を実施する。

平成30年度中に第三者評価を受審し、その結果を公表するものとする。

12. 秘密保持について

個人情報の取り扱いは、「社会福祉法人北海道家庭学校個人情報保護規程」に定めるところによる。